

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

個人情報の保護規程

規程第11号

平成28年11月14日

第3回臨時理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）が保有する個人情報について、漏洩、滅失又はき損の防止その他適切な管理のために必要な事項を定めることにより、当該個人情報の適切な保護及び安全を確保することを目的とする。

(本規程の対象)

第2条 この規程は、本協会において取扱う個人情報データベース等に該当するものを対象とする。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（死亡者に係る個人情報であっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより生存する特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、本協会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本協会の職員が組織的に利用するものとして、本協会が保有しているものをいう。

3 この規程において「情報主体」とは、一定の情報によって識別され、又は識別され得る個人をいう。

4 この規程において「個人情報総括保護管理者」とは、業務を総括する任に当たる者をいう。

5 この規程において「個人情報保護管理者」とは、個人情報総括保護管理者によって選任され、各部において保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

6 この規程において「個人情報保護取扱担当者」とは、個人情報のコンピュータへの入力及び出力、台帳及び申込書等の保有個人情報を記載した帳票を保管・管理等する者をいう。

7 この規程において「職員」とは、日常業務上、保有個人情報を取扱う者をいう。

8 この規程において「個人情報保護監査責任者」とは、専務理事より選任され、個人情報保護管理者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

(管理体制)

第4条 本協会に、個人情報総括保護管理者を1人置くこととし、事務局長をもって充てる。

- 2 個人情報総括保護管理者は、本協会における保有個人情報の保護についての総括的責任と権限を有する責任者であって、事項に定める業務を行わなければならない。
- 3 各部に原則1名以上の個人情報保護管理者を置くこととし、自己に代わり必要な保有個人情報の管理について業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。
- 4 個人情報総括保護管理者は、部に必要な人数の個人情報保護取扱担当者を置く。個人情報保護取扱担当者は個人情報総括保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する業務を担当する。

(職員の研修)

第5条 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、継続的かつ定期的に保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、関連する法令及び規程等の定め並びに個人情報総括保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護取扱担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(保有個人情報の取扱い)

第7条 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する職員をその利用目的を達成するため必要最小限の職員に限定する。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 4 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護管理者の指示に従わなければならない。
 - (1) 保有個人情報の複製
 - (2) 保有個人情報の送付
 - (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
 - (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼす恐れのある行為
- 5 個人情報保護取扱担当者は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があるときには、耐火金庫への保管及び施錠等を行う。
- 6 個人情報保護取扱担当者は、保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不用になった場合は、個人情報総括保護管理

者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は媒体の廃棄を行う。

- 7 個人情報保護取扱担当者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況を記録する。

(情報システムにおける安全の確保等)

第8条 個人情報保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取扱うものに限る。以下同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用するなどしてアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 個人情報保護管理者は、アクセス記録を一定期間保存し、随時に分析するとともに、アクセスの改ざん、窃取又は不正消去を防止するため、必要な措置を講ずる。
- 3 個人情報保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずる。
- 4 職員は、個人情報保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持出し、又は外部から持ち込んではならない。
- 5 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じ情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(個人情報の取得等)

第9条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うとともに、取得目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度において行わなければならない。

- 2 個人情報を取得するときは、職員は個人情報保護管理者に届け出なければならない。

(保有個人情報の第三者への提供、共同利用)

第10条 個人情報保護管理者は、第三者に保有個人情報を提供することが業務上必要であると認めた場合は、個人情報総括保護管理者の承諾を得るとともに、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令及び利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 第三者との間で保有個人情報を共同利用する場合は、前項と同様の措置を講じなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、保有個人情報を第三者に提供する場合又は第三者との間で共同利用する場合は、法令に基づく場合を除き別に定める方法により、あらかじめ情報主体の同意を得るなどの措置を講じなければならない。
- 4 個人情報保護管理者は、前項により保有個人情報を第三者に提供する場合は、法令に基づく場合を除き、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の取扱いに係る業務の委託)

第11条 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者から委託先の個人情報保護及びセキュリティ管理などについて聴取するとともに、委託先との業務委託契約を締結し、秘密保持、保有個人情報の安全確保に努めなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第12条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が生じた場合、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。
- 3 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報総括保護管理者に報告しなければならない。
- 4 個人情報総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、事案の内容に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を事務局長に報告しなければならない。
- 5 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、事案の内容及び影響等に応じて、再発防止のための措置及び当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

(保有個人情報の開示等)

第13条 情報主体である本人から当該個人が識別される保有個人情報について、法第25条、第26条及び第27条の規定に基づく開示等の請求があった場合は、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

(監査及び点検の実施)

第14条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告する。

- 2 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管状況等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報総括保護管理者に報告する。
- 3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実行性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第15条 この規程の実施に必要な事項は、専務理事が別に定める。

附則

この規程は平成28年11月15日より実施する。